○農林水産省告示第千九百五十五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人国際農林水産業研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人国際農林水産業研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）が、農林水産大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）からセンターが当該財産の譲渡に要した費用の額のうち農林水産大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○農林水産省告示第千九百五十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人森林総合研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人森林総合研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）が、農林水産大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から研究所が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち農林水産大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○農林水産省告示第千九百五十七号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人水産総合研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人水産総合研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）が、農林水産大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）からセンターが当該財産の譲渡に要した費用の額のうち農林水産大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○農林水産省告示第千九百五十八号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人農畜産業振興機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が、農林水産大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち農林水産大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○農林水産省告示第千九百五十九号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金が農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人農林漁業信用基金が農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が、農林水産大臣の認可を受けて、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から信用基金が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち農林水産大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　信用基金が農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○農林水産省告示第千九百六十号

独立行政法人農林漁業信用基金が、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の三第三項の規定に基づく請求を受けたときに、同条第三項の規定に基づき農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る民間等出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で農林水産大臣が算定する金額の算定基準を次のように定め、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦